

いちご一会とちぎ国体佐野市売店運営要項

1 趣旨

この要項は、いちご一会とちぎ国体・いちご一会とちぎ大会佐野市歓迎・おもてなし基本計画に基づき、全国から訪れる選手・監督、役員、視察員、報道員、その他関係者及び一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）の便宜を図るため、いちご一会とちぎ国体・いちご一会とちぎ大会佐野市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が設置する売店の運営に関して、いちご一会とちぎ国体佐野市売店設置要項に定めるもののほか、必要な事項を定める。

2 運営設備等

運営設備は、次に掲げるものについては実行委員会が準備するものとし、その他必要な設備等（発電機、給排水設備等）については、出店者が準備するものとする。なお、実行委員会の許可を受けて火気又は燃料等危険物を使用する出店者にあつては、必要に応じて所轄消防署に届出をするとともに、区画内に必ず消火器を設置しなければならないものとする。

- (1) テント1張（2間×3間以内。四方横幕を含む。）
- (2) 長机6台以内
- (3) 椅子4脚以内

3 経費負担

- (1) 売店の運営に要する経費は、出店者が負担する。
- (2) 出店者は、実行委員会が定める額を出店料として負担する。
- (3) 実行委員会は、前号(2)の規定に関わらず、次のいずれかに該当するものについて、出店料を免除することができる。この場合、出店料の免除を受けようとするものは、売店出店料免除申請書（様式第7号）を提出し、その承認を受けなければならない。実行委員会は、承認した者に対して出店料免除決定通知書（様式第8号）を交付する。

ア 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）に規定する障害者就労施設

イ 実行委員会において特に必要と認めるもの

- (4) 出店を許可された出店者は、実行委員会が指定する期日までに指定する口座に出店料を振り込むものとする。なお、振込手数料は、出店者が負担するものとする。
- (5) 既納の出店料は還付しない。ただし、特別の事由があると認めるときは、実行委員会はその全部又は一部を還付することができる。

4 販売品目

売店における販売品目は、大会参加者等の便宜を図るもの及び佐野市の特産物等とし、次に掲げるものとする。

(1) 国体関連グッズ

国民体育大会標章又はいちご一会とちぎ国体・いちご一会とちぎ大会のマスコットキャラクター「とちまるくん」を使用した商品であり、それぞれの公益社団法人日本スポーツ協会又はいちご一会とちぎ国体・いちご一会とちぎ大会実行委員会の使用承認を得ているもの

(2) 郷土物産品

(3) スポーツ用品

(4) 飲食物（アルコール飲料を除く。）

ア 製造加工品

食品衛生関係法令に規定する営業許可施設等において製造・加工されたもので、容器包装等により衛生的な措置がとられ、かつ、法令等の規定に基づく表示がなされているもの

イ 現地調理品

売店において調理する食品は、簡易な調理、加工のみとし、あらかじめ営業許可施設等において下処理されたものを搬入し、提供直前に加熱調理を行うものであること

(5) 宅配便

(6) その他実行委員会が必要と認めたもの

5 出店者の条件

出店者は、次に掲げる全ての条件を満たすものであること。

(1) 市内店舗を有し、申請時に1年以上営業を継続していること。ただし、次のアからウのいずれかに該当するものについてはこの限りでない。

ア 競技団体の推薦があり、実行委員会が必要と認めたもの

イ 第72回国民体育大会以降の国体に出店実績のあるもの

ウ その他実行委員会が認めたもの

(2) 各競技会の開催期間中、いちご一会とちぎ国体佐野市売店設置要項で定める開設時間を遵守し、継続して出店すること。

(3) 法令等により許認可等を必要とする営業について、当該許認可等を受けていること。

(4) 販売品目の販売等について、法令等に違反して、過去1年以内に行政処分等を受けていないこと。

(5) 飲食物販売の出店者については、過去3年間、食中毒等による行政処分等を受けていないこと。

(6) 出店申請書の提出時点で、市税等並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

(7) 佐野市暴力団排除条例（平成23年佐野市条例第16号）第2条第4項及び同条第5項に規定する暴力団員及び暴力団員等ではないこと。また、販売員等として暴力団員及び暴力団員等を使用し、又は雇用していないこと。

6 出店申請

出店希望者は、実行委員会が定める期日までに売店出店申請書（様式第1号）に関係書類（様式第2号、様式第3号、様式第4号）及び営業に必要な許認可等を受けていることを証する書類の写しを添えて、実行委員会に提出するものとする。

7 出店者の選定

実行委員会は、前項に規定する申請があったときは、本要項に基づいて審査するとともに、売店の設置目的、来場者のニーズ、郷土品のPR等を考慮し、適当であると認められたものを出店者として選定する。ただし、当該申請したものが次のいずれかに該当するときは、実行委員会は、当該申請をしたものを優先して選考することができる。これによりがたいときは、抽選により選定する。

- (1) 売店品目に係る業種別協議会、連合会、協同組合等の団体
- (2) 障害者就労施設等
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実行委員会が適当と認められたもの

8 売店出店許可書の交付

実行委員会は、出店者として選定したものに対して、売店許可決定通知書（様式第5号）を発行する。また、出店料の納付を確認した後、売店出店許可証（様式第6号）を交付する。

9 保健所への手続

食品営業許可申請書又は食品取扱届の提出が必要な出店者は、保健所に申請し、速やかに当該申請書又は当該届の写しを実行委員会に提出しなければならない。

10 売店監督員

- (1) 実行委員会は、売店の円滑な運営を図るため、売店監督員を置く。
- (2) 売店監督員は、実施本部員とし、現場を巡回して本要項に基づき、売店の設置運営等に関する事項を監督するものとする。

11 売店責任者

- (1) 出店者は、当該従業員の中から売店責任者を定め、売店設置期間中常駐させるものとする。
- (2) 売店責任者に変更があったときは、直ちに実行委員会に報告しなければならない。
- (3) 売店責任者は、売店監督員の指示に従い、当該売店の管理運営にあたらなければならない。
- (4) 食品を取り扱う売店責任者は、調理・保管、販売等が衛生的に行われるよう十分に配慮し、従業員等の指導に努めなければならない。

12 禁止事項

出店者及びその従業員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡若しくは転貸し、又は売店の管理運営を委託すること
- (2) 商品を不当な価格で販売すること
- (3) 指定された場所以外での立ち売り及び呼び込み販売をすること
- (4) アルコール飲料及び危険物を販売すること。ただし、実行委員会が土産品と認めたものは除く。
- (5) 許可された販売品目以外のものを販売すること
- (6) 拡声器及び音響器具類を使用すること
- (7) 火気を使用すること。ただし、実行委員会が認めたものは除く。
- (8) その他、大会運営に支障を及ぼすおそれのある行為をすること

13 遵守事項

出店者及び販売に従事する者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 実行委員会が交付する売店出店許可証を店頭の見やすい位置に掲示すること。
- (2) 売店及びその周辺の清掃は、出店者の責任において行い、発生したごみは、毎日各自で搬出及び処理し、環境美化に努めること。
- (3) 販売品には、関係法令等に定めるところにより、適切な表示を行い、販売価格を明示すること。
- (4) 売店の装飾は、販売店を表示する看板等を主体とし、宣伝広告用のものは掲示しないこと。
- (5) 飲食物を販売する売店にあっては、区画前にごみ箱を設置し、容器、食べ残し等を回収する販売方法をとること。
- (6) 販売品等の搬入搬出に使用する車両には、実行委員会が別に交付する駐車許可証を指定の位置に掲げること。
- (7) 販売品等の搬入、陳列及び搬出は、大会運営に支障を来さないよう、実行委員会が指示する時間内に完了させること。
- (8) 従事者の服飾は、清潔な衣服を着用し、実行委員会が別途交付するIDカードを着用すること。
- (9) 接客に当たっては、おもてなしの心で親切、丁寧な対応を心がけること。
- (10) 飲食物を販売する売店にあっては、食品衛生関係法令上の規定を遵守するとともに、保健所の指導に従うこと。
- (11) 天候の悪化等の事情により、実行委員会がやむを得ず危険回避等のために撤去命令等の指示を出したときには、指示に従うこと。
- (12) 従事者の変更、追加、削除等があった場合には、直ちに実行委員会に報告すること。なお、変更、追加の報告の際には、当該従事者の本人確認書類を添付すること。
- (13) 関係法令等を遵守し、施設管理者、実行委員会及び売店監督員の指示に従うこと。

14 管理運営

売店における販売品及び売店備品の管理は、出店者の責任において行うものとし、火災、盗難その他不可抗力による災害に対しても、実行委員会は一切の責任を負わないものとする。

15 事故発生時の対応

売店において事件又は事故が発生したときは、売店責任者は、初期対応に当たるとともに、いちご一会とちぎ国体・いちご一会とちぎ大会佐野市実施本部設置要綱（令和3年佐野市告示第131号。）に基づくいちご一会とちぎ国体・いちご一会とちぎ大会佐野市実施本部（以下「実施本部」という。）及び関係機関に直ちに連絡し、その指示に従うものとする。また、不審者又は不審物を発見したときは売店責任者は直ちに実施本部及び関係機関に報告するとともに、その指示に従うものとする。

16 許可の取消し

実行委員会は、出店者が次のいずれかに該当したときは、売店出店許可を取り消すことができるものとする。

- (1) 関係法令及びこの要項に違反したとき
- (2) その他実行委員会が不相当と認めたとき

17 損害賠償

出店者及びその従業員が会場内の施設又は第三者に対して損害を与えたときは、その賠償責任を負うものとする。

18 補填及び補償

- (1) 出店者は、当初予想の収益が得られなかった場合でも、その損害の補填及び補償を実行委員会に請求することはできない。
- (2) 出店者は、天候不良（自然災害を含む。）等実行委員会が予測できない理由により出店が中止又は縮小になった場合でも、出店準備で生じた経費等の補償を実行委員会に請求することはできない。

19 原状回復

出店者は、競技会終了後、速やかに出店に要した物品等を搬出して原状回復し、売店監督員の検査を受けなければならない。

20 その他

- (1) 競技別リハーサル大会における売店の運営については、この要項に準じて実施し、大会の規模、競技の特殊性に応じて運用する。
- (2) この要項に定めるもののほか、売店の運営に関して必要な事項は、別に定める。